

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成29年4月1日現在)

行政職給料表(一)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う主事又は 市長が規則で定める職務	103	11.2	主事	33	200	21.8	係員級
				技師	7			
				保育士	28			
				保健師	3			
				社会福祉士	1			
				心理判定員	1			
				作業療法士	2			
				教諭	9			
				学芸員	1			
				消防士	18			
				計	103			
2級	特に高度の知識若しくは経験を 必要とする業務を行う主事又は 市長が規則で定める職務	97	10.6	主事	43			
				技師	8			
				保育士	8			
				保健師	5			
				教諭	6			
				消防士	10			
				専門員(再任用職員)	17			
				計	97			
3級	主任、主査又は市長が規則で 定める職務	213	23.2	主査	88	125	13.6	主任級
				主任	119			
				主任保育士	4			
				専門員(再任用職員)	2			
				計	213			
4級	係長又は市長が規則で定める 職務	254	27.7	係長	227	254	27.7	係長級
				副園長	27			
				計	254			
5級	副課長、課長補佐又は市長が 規則で定める職務	191	20.8	副課長	1	191	20.8	課長 補佐級
				課長補佐	150			
				分署長補佐	12			
				園長	22			
				議会事務局次長	2			
				農業委員会事務局次長	2			
				監査委員事務局次長	1			
				選挙管理委員会事務局次長	1			
				計	191			
6級	課長又は市長が規則で定める 職務	29	3.2	課長	24	49	5.3	課長級
				分署長	2			
				監査委員事務局長	1			
				会計管理者	1			
				主幹	1			
				計	29			
7級	特に高度の知識若しくは経験を 必要とする業務を行う課長又は 市長が規則で定める職務	20	2.2	課長	18			
				消防次長	1			
				農業委員会事務局長	1			
				計	20			
8級	部長又は市長が規則で定める 職務	11	1.2	部長	8	11	1.2	部長級
				局長	1			
				議会事務局長	1			
				消防長	1			
				計	11			
合計		918	100.0					

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成29年4月1日現在)

行政職給料表(二)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	その他単純な労務に雇用される 職員の職務	1	14.3	調理員	1	7	100	係員級
				計	1			
2級	高度の技能又は経験を必要とする 職務	6	85.7	調理員	6	0	0.0	主任級
				計	6			
3級	副作業長、主任又は特に高度の技 能又は経験を必要とする職務	0	0.0	調理員	0	0	0.0	係長級
				計	0			
4級	業務を統括する作業長の職務	0	0.0	調理員	0	0	0.0	係長級
				計	0			
合 計		7	100					

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成29年4月1日現在)

医療職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医師又は歯科医師の職務	0	0	医師	0	0	0	係員級
				歯科医師	0			
				計	0			
2級	相当高度の知識経験に基づき 困難な医療業務を行う医師若し くは歯科医師の職務	1	100	医師	0	1	100	係長級
				歯科医師	1			
				計	1			
3級	診療所の長の職務	0	0	医師	0	0	0	課長 補佐級
				歯科医師	0			
				計	0			
合計		1	100					

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成29年4月1日現在)

企業職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う主事又は 技師の職務	0	0.0	技師	0	5	11.9	係員級
				計	0			
2級	特に高度の知識若しくは経験を 必要とする業務を行う主事又は 技師の職務	5	11.9	技師	3	5	11.9	係員級
				専門員(再任用職員)	2			
3級	主任又は主査の職務	5	11.9	主査	1	1	2.4	主査級
				主任	4	4	9.5	主任級
4級	係長の職務	15	35.7	計	5	15	35.7	係長級
				係長	15			
5級	副課長又は課長補佐の職務	13	31.0	課長補佐	13	13	31.0	課長 補佐級
				計	13			
6級	課長の職務	2	4.8	課長	2	2	4.8	課長級
				計	2			
7級	特に高度の知識若しくは経験を必 要とする業務を行う課長の職務	1	2.4	課長	1	1	2.4	課長級
				計	1			
8級	局長の職務	1	2.4	水道局長	1	1	2.4	部長級
				計	1			
合計		42	100					